

望まれる競争メカニズムのビルトイン

～ わが国構造改革の推進力確保に向けて ～

2001年6月7日

株式会社日本総合研究所

調 査 部

ＩＴ政策研究センター

(<http://www.jri.co.jp/research/index.html>)

本レポートに関する照会は、下記宛て、お願いします。

【 I T 政策研究センター 】
〔 所長：藤井 英彦 〕
〔 電話：03-3288-4615 (直通) 〕

【 要 旨 】

(イ) ITやバイオ等、新市場の台頭が各国で相次ぐなか、わが国経済は深刻な長期低迷。根底には、企業や個人が経済活動のベースを世界的規模で選択する国際競争の時代が到来し、公的負担の軽減、高コスト問題の打破、透明な統治システム等、より魅力的な国内市場構築に向けた熾烈な制度間競争が各国で強まるなか、高コスト体質の残存に象徴されるわが国構造改革の相対的遅延問題。この国際競争激化の潮流は、IT革命の進展に伴い今後一段と本格化する公算大。

(ロ) 米英経済の復活は総合的構造改革が主因。さらにつぶさにみれば、そうした構造改革を迅速・強力に推進する競争システムが牽引役。具体的には次の通り。

1) 州間競争の活用 ~ 米国

まず、90年代の米国経済復活を支えた主力プレーヤーは、地方の中小・ベンチャー企業。その隆盛は、有限責任性と二重課税回避を特徴とするLLC制度整備等に向けた熾烈な州間競争が原動力。州間競争については、従来、制度の輻輳化・改悪の懸念大として疑問視する見方も依然根強いものの、近年では、むしろ国際的制度間競争激化のなか、国内市場の魅力向上を実現する有力策として肯定する見方が次第に台頭。

2) 公的セクター独占の打破 ~ 英国・米国

競争原理が民間と公的セクターの間にも導入。米英でもかつては、公的セクターとは税金等のコストの投入によって公的サービスを提供する独占的主体との位置付け。しかし、その独占性に対する疑問が増大するなか、公的サービスについても価格競争やサービス競争が必要との考え方が次第に浸透。今日では、米英やカナダ、豪州等、アングロ・サクソン系諸国のみならず、欧州大陸諸国でも、こうした考え方に立脚した動き・システムが普及し、効率的(小さ)な政府実現がキーワードに。

3) 統治機構の弾力的改変 ~ 英国

さらに近年の英国では、競争原理の活用が、単に地域間あるいは主体間にとどまらず、異なるシステムの導入による統治機構間競争まで拡大。近年におけるイングランド地方の統治システムを整理すれば、次の4類型。

国~県~ディストリクト(市町村)の従来型3層制

地方圏中、県とディストリクトが統合され、国~ユニタリーの2層制

バーミンガムやマンチェスター等、大都市ディストリクトが、県と市町村の機能を果たす2層制

部分的ながら国が直接的行政遂行主体となっていた、86年の大ロンドン市廃止から2000年のGLA設立まで、ロンドン地区にみられた1層制

(ハ) 翻ってわが国をみると、e-Japan構想や科学技術基本計画の改定等、昨年来、21世紀のわが国経済活力の再生に向けた施策が相次いで打ち出されているものの、依然、本格始動するまでに至らず。産学連携の低迷や小規模のSBIR予算、さらに教育改革への取組遅延や知的財産権保全システムの立ち遅れ等、経済再生には総合的構造改革の断行が焦眉の急。加えて、米英の成功事例に即してみれば、構造改革を迅速に実現する競争システムのビルト・インが不可欠。具体的には次の3システム。

1) 制度間競争

米国では、会社法制のみならず、経済政策や教育、さらに税制等、多くの分野で州政府が主たる責任主体。各州政府は、他州や海外対比、より魅力的な州内市場の創出に向け税制や会社法制を積極的に整備。

2) 主体間競争

米英をはじめとする各国の動向に則してみれば、今日、わが国では公的セクターが独占的に行っている業務であるとしても、今後、ゼロベースでの抜本的見直しを行い、公的セクター内での他機関や他のグループ、あるいは民間企業やNPOも含め、幅広い競争市場への転換は喫緊の課題。とりわけ、突出した公的債務の圧縮には、諸外国を上回る効率的な公的セクターへの転換が急務。

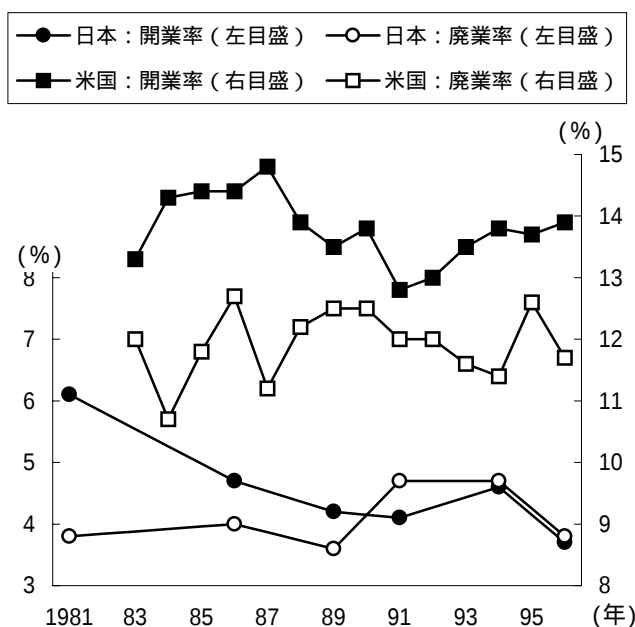
3) 統治システム間競争

英国は公的セクターのスリム化によって公的負担を大幅に軽減。国内資本のみならず、海外資本に対しても、魅力的な国内市場の整備に成功し、民間活力発揚を通じた経済再生に奏効。さらに今日、統治システム間競争の導入によって一段の効率化を追求。

1. 低迷長期化するわが国経済

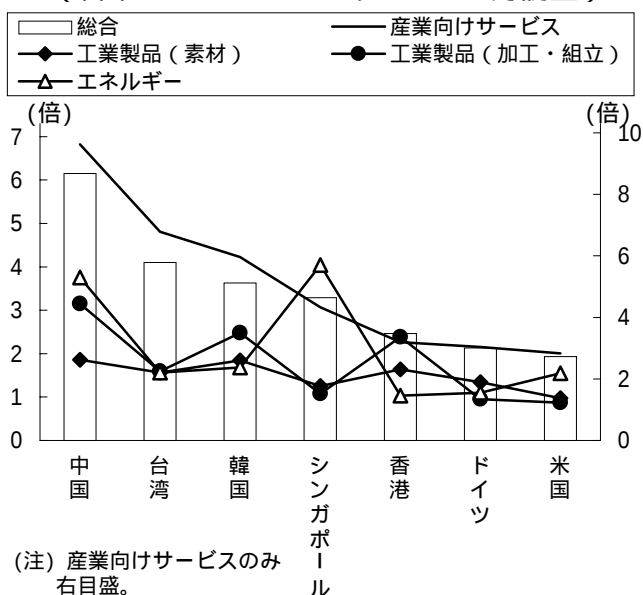
- (イ) わが国経済は、90年代入り後、陥った深刻な長期低迷から依然として脱出できず。それどころか、90年代に入って、企業廃業率が開業率を上回る逆転現象が発生し、さらに90年代後半には企業開業率が低下傾向に向かい始める等、先行き不透明感が一段と深刻化。ちなみに、わが国の開業率水準は米国対比6割まで落ち込み。それに対して米国では、90年代に入り廃業率がほぼ横這いで推移するなか、開業率が趨勢の上昇傾向へ。
- (ロ) こうした彼我のギャップの根底には、世界的規模で、国や地域等、設備投資や経済活動のペースを、企業や個人が自由に選択する国際競争時代の到来。そうした情勢下、先進国とそれ以外を問わず、各国・各地域は、企業や個人に選好される経済システム構築に向け、租税等、公的負担の軽減、高コスト問題の打破、透明な統治システムの構築、等を強力に推進。
- (ハ) わが国でも、行政改革や規制緩和等、構造対策を推進。しかし、今日でも依然残存する高コスト問題に象徴される通り、構造改革は停滞。その結果、先進主要各国あるいは隣国韓国と対比してみても、対内資本流入は突出して小額。

日米開業率・廃業率の推移



生産投入コストの内外価格差

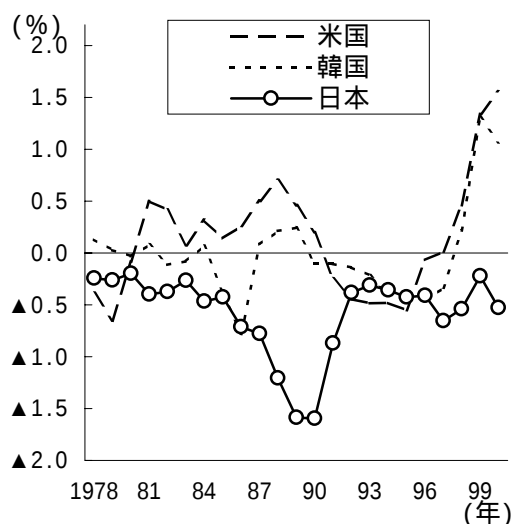
(日本 = 1 : 1999年9~11月調査)



主要各国の直接投資の推移 (GDP比)

	ネット直接投資 (%)			ネット直接投資 (%)		
	対外	対内		対外	対内	
【日本】						
1981~85年	▲0.39	▲0.41	0.03	▲0.09	▲0.23	0.14
86~90年	▲1.18	▲1.19	0.01	▲0.07	▲0.55	0.48
91~95年	▲0.47	▲0.50	0.03	▲0.25	▲0.52	0.27
96~2000年	▲0.47	▲0.60	0.12	0.25	▲0.98	1.24
【米国】						
1981~85年	0.29	▲0.23	0.52	▲1.06	▲1.95	0.90
86~90年	0.42	▲0.64	1.07	▲0.98	▲3.64	2.66
91~95年	▲0.44	▲1.04	0.59	▲1.21	▲2.70	1.50
96~2000年	0.66	▲1.47	2.13	▲4.88	▲9.79	4.91
【韓国】						
1981~85年	▲0.09	▲0.50	0.40	▲0.54	▲0.66	0.12
86~90年	▲0.83	▲1.64	0.82	▲0.97	▲1.20	0.23
91~95年	▲0.31	▲1.77	1.45	▲0.94	▲1.16	0.22
96~2000年	▲3.23	▲5.47	2.24	▲0.09	▲3.30	3.21

日米韓ネット直接投資の推移 (GDP比)



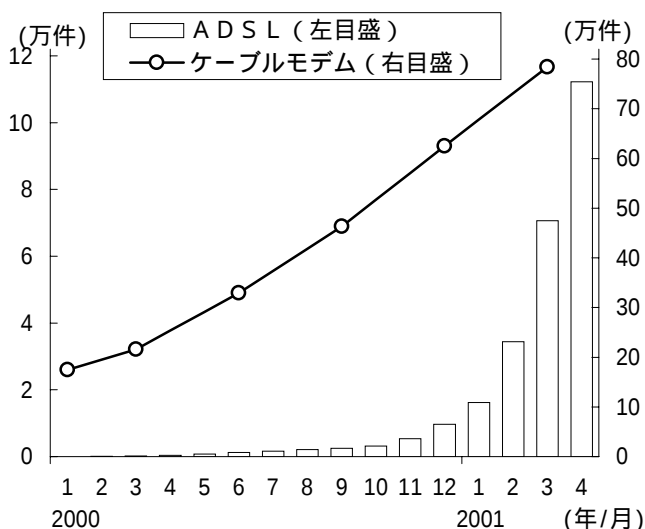
2. 進展するIT革命

- (イ) 90年代に始動した国際競争激化の潮流は、IT革命の進展に伴い今後一段と本格化する見込み。時間や距離、あるいは国境等、物理的障壁が従来果たしてきた事実上の市場参入規制機能が後退し、即時・安価な情報交換をベースにする熾烈な国際競争がIT革命の浸透によって業種・分野を問わず普遍化する公算大。すでに民間の製造業部門ではEMS等、新ビジネスモデルが台頭する一方、M&Aや企業分割等が積極化。
- (ロ) そうした情勢下、わが国政府は、昨年来、21世紀の新産業創出・雇用確保の観点から、IT政策を積極的に推進するスタンスを明確化。さらに、本年には『eジャパン戦略』を策定。本戦略の第1命題は、高速および超高速ネットワークインフラの整備。本年入り後、DSLの増勢に拍車がかかる等、高速ネットサービスの普及は、すでに実現中。さらに携帯電話利用の飛躍的拡大によって、わが国インターネット利用普及率は、本年中にもIT先進国の米国と比肩し、来年以降、米国を凌駕へ。その結果、わが国でも、電子商取引市場が今後急速に立ち上がる見込み。
- (ハ) しかし、IT革命による国際競争時代の本格化を踏まえてみれば、電子商取引市場の台頭は、国内供給力低下を増幅させるなか、国内経済から海外への需要・労働の漏出を加速させ、わが国経済の停滞が一段と深刻化する懸念を否定し切れず。

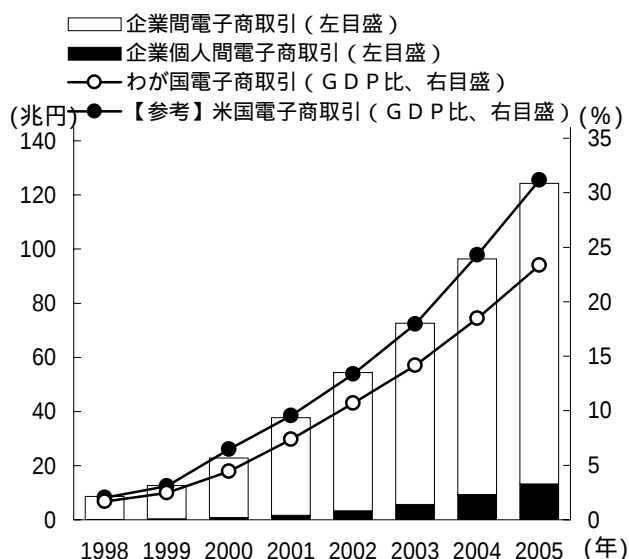
e-Japan戦略の4本柱 (2001年1月22日)

1. 超高速ネットワークインフラ整備・競争政策
3千万世帯が高速、千万世帯が超高速ネットに常時接続 1年以内に全国民の安価なネット常時接続を可能に IPv6への移行推進
2. 電子商取引ルールと新たな環境整備
独禁法ガイドライン整備(電子商取引、知的財産関連) 電子契約や情報財産契約に関し本年通常国会に法案提出 株主総会と取締役会の権限配分等、商法の抜本改正
3. 電子政府の実現 ~ 期限: 2003年度
行政(国・地方公共団体)内部の電子化 行政情報のインターネット公開、利用促進 調達方式の見直し
4. 人材育成の強化
2005年ネット普及率60%(通信白書)大幅凌駕を目標 小中高等学校・大学のIT教育強化、社会人教育充実 2005年までに3万人程度、優秀な外国人人材受け入れ

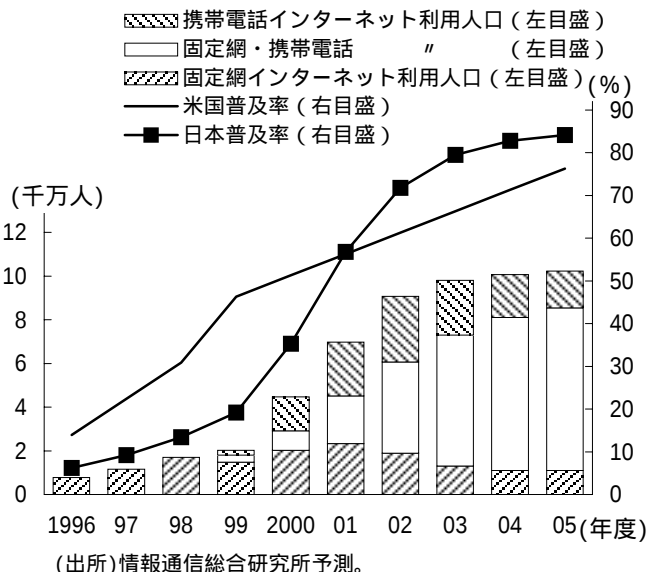
わが国高速ネットサービス利用件数の推移



わが国電子商取引市場の展望



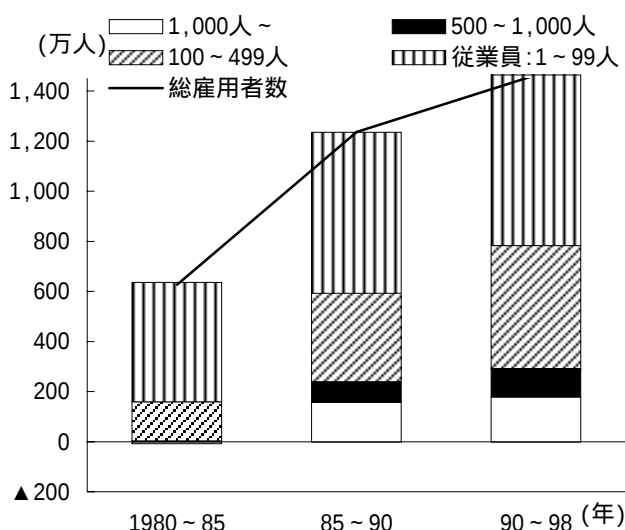
日米インターネット利用人口の展望



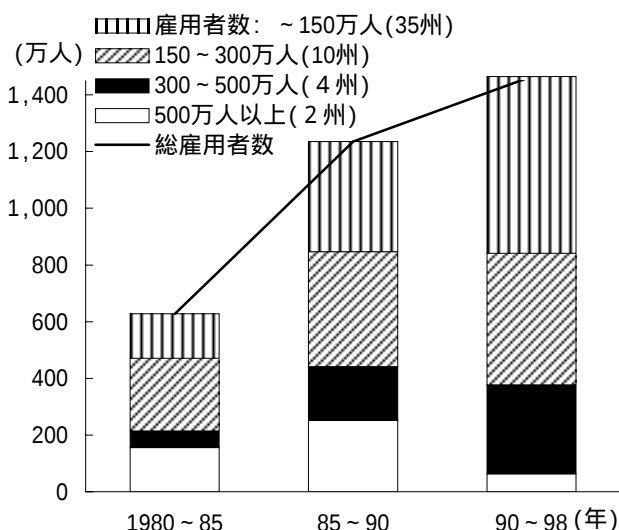
3. 米英の取組

- (イ) 米英経済は、日独・東アジア経済の成長・台頭によって、70年代～80年代前半、深刻な産業空洞化の危機に直面したものの、90年代には未曾有の経済成長を実現。米国に即してみると、その主力プレーヤーは地方の中小・ベンチャー企業。すなわち、企業規模別および地域別に雇用創出力をみると、80年代入り後、従業員規模500人未満の中堅・中小企業が中核である一方、地域別には、ニューヨーク州やカリフォルニア州等、米国経済の中心・有力州ではなく、むしろ、従来、経済力が弱小とされてきた中小州の雇用創出力が年を追って増大。
- (ロ) 米英経済の復活は総合的構造改革が原動力。具体的には、徹底的な規制緩和、抜本的な行政改革に加え、人材育成に向けた教育改革や技術力向上に向けた産学連携強化、あるいは知的財産権制度の整備、等からなる強力な産業再生・新事業創出策の遂行、が3本柱。
- (ハ) さらに、そうした総合的構造改革メニューがスピーディーかつ弾力的に推進されるモメンタムを増幅・強化するシステムのビルト・インに成功したことも、両国経済が復権した主因のひとつ。具体的には次の3点。概要は次項以下の通り。
- 州間競争の活用 ～ 米国
公的セクター独占の打破 ～ 英国・米国
統治機構の弾力的改変 ～ 英国

米国企業規模別雇用者数の推移
(増減数)



米国州別雇用者数の推移
(増減数)



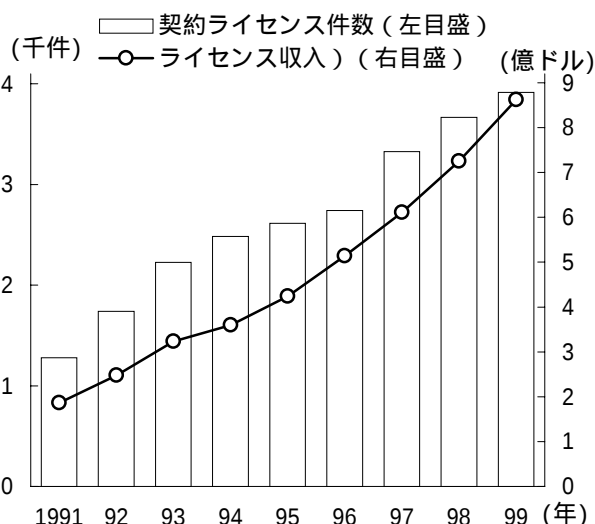
90年代米国の主な公教育改革メニュー

チャータースクール	既往制度と異なる独自教育が特徴 政府は資金援助
学校選択権の拡大	保護者は、学区内外を問わず 自由に学校を選択
教育バウチャー	政府が私立学校授業料相当額を 保護者に授与
民間委託	教育内容や予算、人事等、基幹業務 を含め、学校運営を民間に委託
自主的学校運営 (S B M) (注1)	教育内容や予算、人事等、基幹業務 を含め、学校が自主的に運営
ベンチマーク手法 の導入 (注2)	教育成果目標を設定、試験等により チェックし、その状況を情報公開
成果主義導入	教育成果の目標達成度合いをベース に、学校や教師を評価

(注1) School-Based Management、またはSite-Based Management。

(注2) スローガンは "Standards, Assessments, and Accountability"。

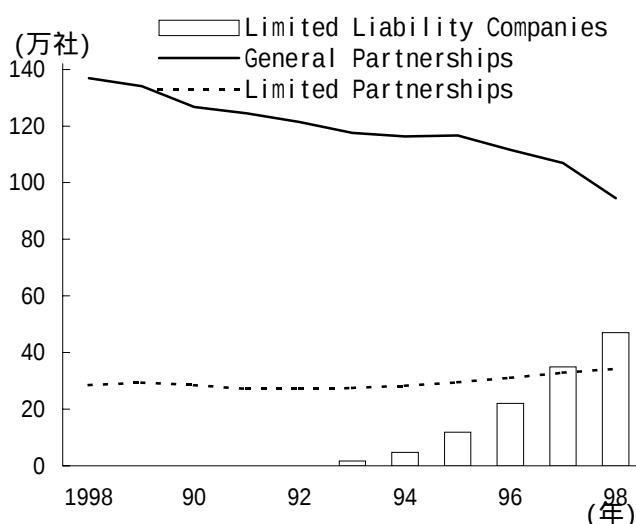
米国TLO動向



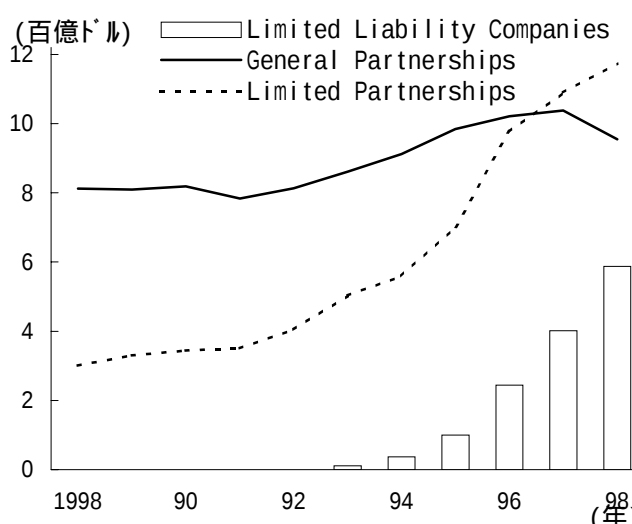
(1) 州間競争の活用 ～ 米国

- (イ) 前項の通り、90年代の米国経済復活を支えた主力プレーヤーは、地方の中小・ベンチャー企業。その隆盛は、LLC (Limited Liability Company) 制度整備に向けた各州の熾烈な競争が原動力のひとつ。
- (ロ) ベンチャー企業の場合、事業の成否確率が必ずしも高くないため、事業遂行の主体、出資者ともに無限責任を忌避、有限責任を選好。さらにベンチャー企業では運転資金が潤沢でない等の理由から、とりわけ二重課税を忌避、個人所得課税のみを選好する傾向。こうしたニーズを受け、有限責任性と二重課税排除を具備した新たな法人形態としてLLCがワイオミング州(77年)、フロリダ州(82年)で登場。その後、各州は、ベンチャー企業の呼び込みと新産業・雇用創出に向け、手続の簡素化や負担の軽減等、他州を上回るLLC制度を積極的に導入を開始するなか、IRSの二重課税回避決定により、全米にわたるLLC制度導入・改革に向けた州間競争が本格化。
- (ハ) その結果、GPやLP等、二重課税回避が可能な主要な法人形態に替わって、LLC企業が全米にわたり急増中。98年には47万社となり、GPの5割強へ。利益計上企業の総利益でみると、LLCはGPの6割強、LPの5割まで増大。こうした州間競争については、制度の輻輳化や改悪の懸念大として否定的にみる見方も依然根強いものの、近年では、むしろ国際的制度間競争激化のなかで、より国内市場の制度改善を実現する有力なツールとして積極的にみる見方が次第に台頭。

米国のLLCとGP、LP企業件数の推移



米国のLLCとGP、LP企業の収益推移



米国企業法制の概要

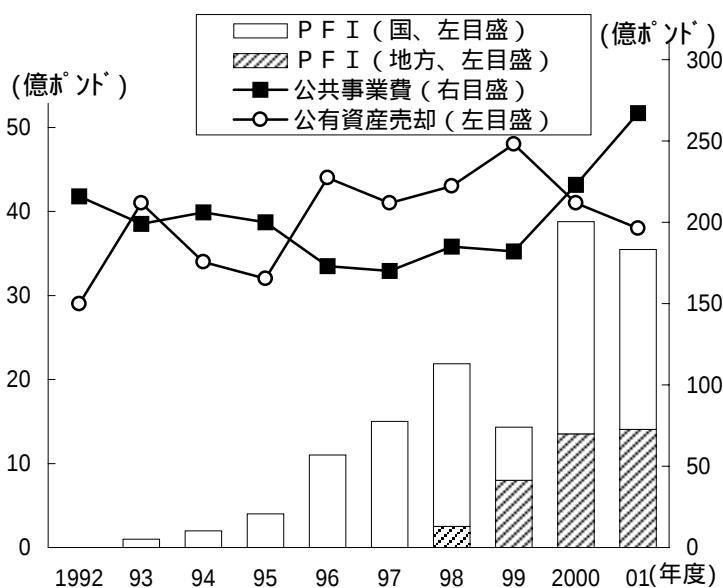
	Sole Proprietorships	General Partnerships	Limited Partnerships	Limited Liability Companies (注)	S-Corporations	General Corporations
最低資本金	制限なし					
出資単位	-----	-----	-----	制限なし		
出資者・役員	個人	複数によるパートナーシップ		出資者 PRESIDENT CFO SECRETARY	株主75人まで PRESIDENT CFO SECRETARY	株主 PRESIDENT CFO SECRETARY
責任範囲	個人の無限責任	パートナーの連帯無限責任	LPは出資額の範囲内の有限責任 GPは無限責任	すべて同一人物も可 (州によって異なる) 出資額の範囲内		
その他	個人・会社の区別なし すべて個人扱い	パートナーシップの収益を 個人所得として税務申告		法人としての収益を 個人所得として税務申告 (株主は、米国 Residentのみ)		通常の株式会社。 法人所得税発生。 経営者の個人所得に 納税されるため 二重課税に。

(注) 当初、LLCでは、最長30年間の企業継続期間の制約があったものの、期間制約は今日ほぼ解消。

(2) 公的セクター独占の打破 ～ 英国・米国

- (イ) 競争原理は民間と公的セクターの間にも導入。米英でもかつては、公的セクターとは税金等のコストを投入して、公的サービスを提供する独占の主体との位置付け。しかし、その独占性に対する疑問が増大するなか、公的サービスについても価格競争やサービス競争が必要との考え方が次第に浸透。今日では、米英やカナダ、豪州等、アングロ・サクソン系諸国のみならず、欧州大陸諸国でも、こうした考え方に立脚した動き・システムが普及し、効率的（小さ）な政府実現がキーワードに。
- (ロ) こうした動きの先駆者となった英国についてみると、わが国では、とりわけPFIと民営化が著名。しかし、公的セクターへの競争原理導入はそれらだけでなく、政府の関与すべき責任の多寡に応じて、様々な形態が整備・形成。ちなみに、前保守党政権時、ロンドンの市内バス事業が黒字化に成功した原動力となったCCTは、価格競争に傾斜しがちである難点が指摘されるなか、現労働党政権において、提供されるサービスの質も加味した「ベスト・バリュー制度」に発展的解消へ。
- (ハ) さらに、英国の公的セクター効率化について、近年の動きを整理すると、まず、中央から地方へ改革の動きが拡大。代表的手法のPFIについてみると、地方のPFI型公共事業は、98年度導入後、急速に増加。2001年度には全PFI公共事業の4割に。加えて、効率化対象分野が一段と拡大。公共事業や典型的住民サービスにとどまらず、企画・立案分野を対象とするプロジェクトも趨勢的に増大。

英国公共事業費とPFIの推移



英国公的セクター効率化の主な手法

PFI	: Private Finance Initiative 契約により、サービス提供・業務遂行を民間セクターが実施。政府は顧客、民間事業者は請負契約によるサービス提供者。
ジョイント・ベンチャー方式	契約により、サービス提供・業務遂行を政府出資企業が実施。対象は機関限定の業務が一般的。
外部委託	: Contracting out 契約により、サービス提供・業務遂行を民間セクターが実施。PFIが長期契約主体に対し、短中期プロジェクトが中心。
外庁化	: Externalisation 民営化・外部委託対比、民間事業者がサービス提供を行う点は共通。違いは政府セクターに指揮命令権留保の点。
強制競争入札制度 (CCT)	法令などにより、一定の行政サービスで入札が義務付け。民間・政府のいずれでも、落札した機関が業務遂行に当たる。
民営化	: Privatisation サービス提供・業務遂行のすべてが民間事業者に移転。

(注) 2000年からCCTは「ベスト・バリュー」制度に改変。

英国の代表的PFI事業にみる具体的成果

事業名	具体的成果
幹線道路8事業 (注1)	平均15%のコスト引き下げ (注2)
ブリッジンド・ファザカリー刑務所	10%超のコスト引き下げ (従来比)
国民保険登録システム	6割超のコスト削減
内務省情報工学プロジェクト (移民管理)	40%超の生産性向上

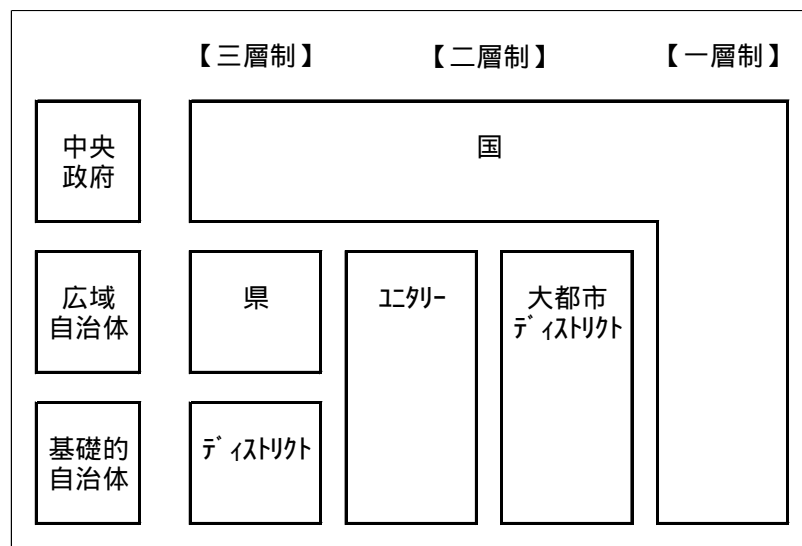
(注1) PFI施行の当初段階に契約されたもの。

(注2) 対象は、設計・建設・資金調達・運営の4コスト。

(3) 統治機構の弾力的改変 ～ 英国

- (イ) さらに近年の英国では、競争原理の活用が、単に地域間あるいは主体間にとどまらず、異なるシステムの導入による統治機構間競争にまで拡大。
- (ロ) 近年におけるイングランド地方の統治システムを整理すれば、次の 4 類型に整理可能。
 国～県～ディストリクト(市町村)の従来型 3 層制
 地方圏中、県とディストリクトが統合され、国～ユニタリーの 2 層制
 バーミンガムやマンチェスター等、大都市ディストリクトが、県と市町村の機能を果たす 2 層制
 部分的ながら国が直接的行政遂行主体となっていた、86 年の大ロンドン市廃止から 2000 年の G L A 設立まで、ロンドン地区にみられた 1 層制
- (ハ) こうした統治システム間競争はイングランド地方のみ。スコットランドやウェールズ、北アイルランド地方では、96 年以降、ユニタリーによる 2 層制のみ。
- (ニ) スコットランド地方を例にやや長期的視点からみると、地方自治体の規模や境界は、歴史的経緯や地勢等の制約を受けるとしても、経済活動の拡大に伴って次第に集約化・統合化される制度上の枠組。こうした観点を踏まえてみれば、最適な枠組を可及的速やかに整備し、改革モメンタムの極大化を図ることが喫緊の課題。

近年のイングランドにおける統治機構のバリエーション



(注1) 一層制の実例として、86～2000年までのロンドンが指摘可能。
 ただし、当時も部分的にバラやNPO等によって事業が分担・執行。
 その意味では、厳密には一層式と二層式の混合統治システム。

(注2) スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは、すでに
 96年以降“Unitary Council”システムに移行済。

スコットランド自治体の推移

(カ所)

	～1929年	29～75	75～96	96～
Education Authority : 教育局	37	×	×	×
Parish : 教区自治体	869	×	×	×
Town Councils : 町	201	×	×	×
County Councils : 県	33	31	×	×
Landward Councils : 地区自治体		198～199	×	×
Small Burghs : 小規模市		173～176	×	×
Large Burghs : 大規模市		19～21	×	×
City Councils : 市		4	×	×
District Councils : 市町村			53	×
Region Councils : 県			9	×
Island Councils : 島嶼自治体			3	3
Unitary Councils : ユニタリー				29

4. わが国の課題

(イ) 翻ってわが国をみると、e - J a p a n構想や科学技術基本計画の改定等、昨年来、21世紀のわが国経済活力の再生に向けた施策が相次いで打ち出されているものの、依然、本格始動するまでに至らず。わが国企業の研究開発費に象徴的にみられる通り、国内企業が国内大学よりも海外研究機関・大学を選好する、いわば、産学協働体制の実現に逆行する動きが一段と強まる一方、新産業創出に向け99年度改めて制度整備が行われたS B I R予算は依然米国比10分の1以下。諸外国対比でみると、教育への取組は格段に低調、ベンチャー投資額は突出して小額。起業促進や産学連携、知的財産権、さらに教育改革等、総合的構造改革の断行が焦眉の急。

(注) 具体的には次のペーパー(pdfファイル)を参照して下さい。URLは本ペーパー表紙下段の通り。

教育改革.....『急がれるIT対応型わが国教育改革(2000.9.4)』

知的財産権.....『IT対応型知的財産権制度の構築を(2000.9.26)』

産学連携.....『技術立国実現の処方箋(2001.4.23)』

起業促進.....『起業メカニズム活性化の処方箋(2001.5.25)』

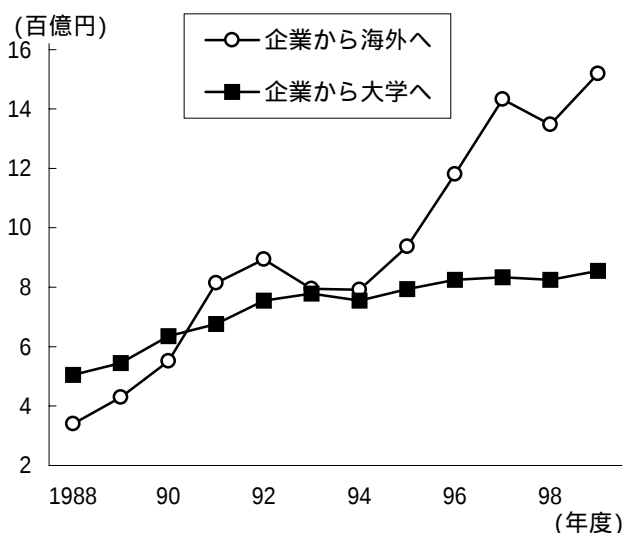
(ロ) 加えて、米英の成功事例に則してみれば、総合的構造改革策の有効かつ迅速な推進に向け、競争原理のシステム内へのビルト・インが不可欠。具体的には次項以下の通り。

制度間競争

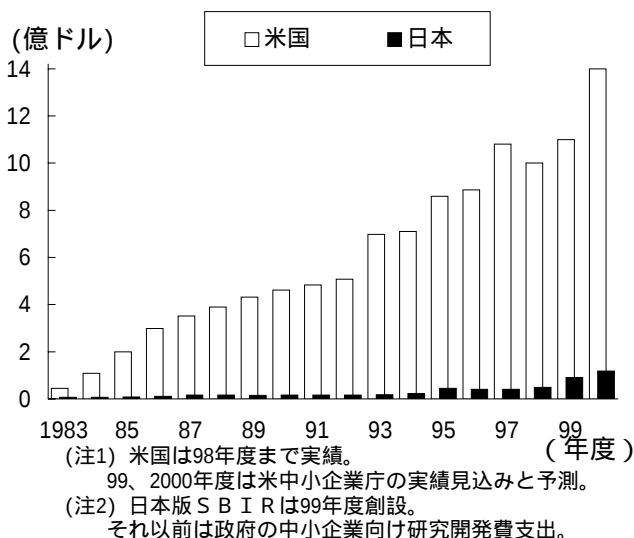
主体間競争

統治システム間競争

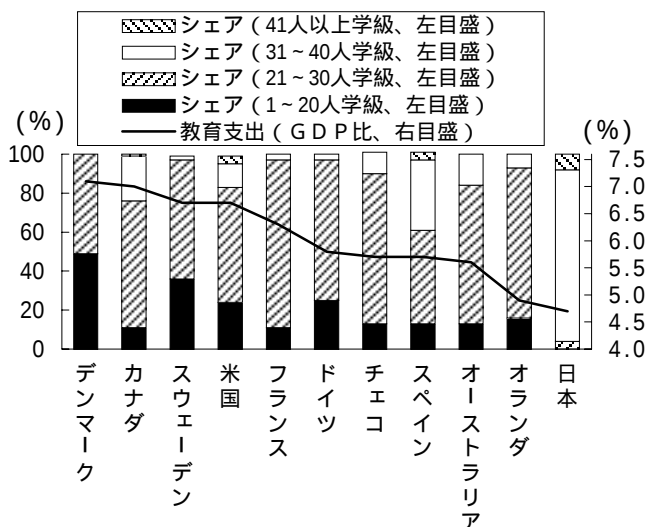
わが国企業社外研究費の推移



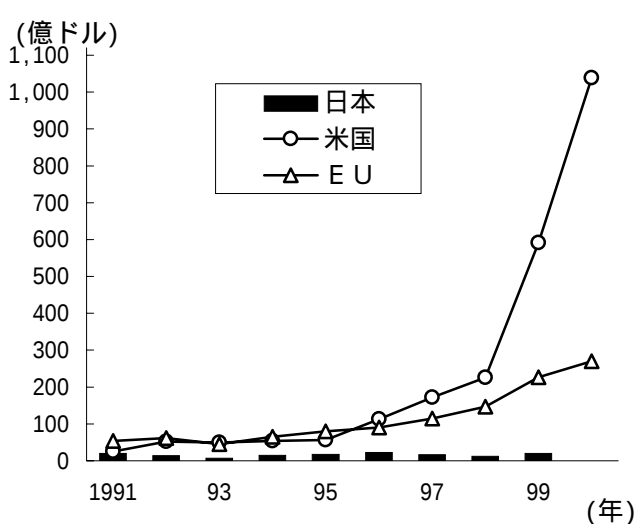
日米S B I R予算の推移



主要各国教育支出と生徒人数別学級シェア



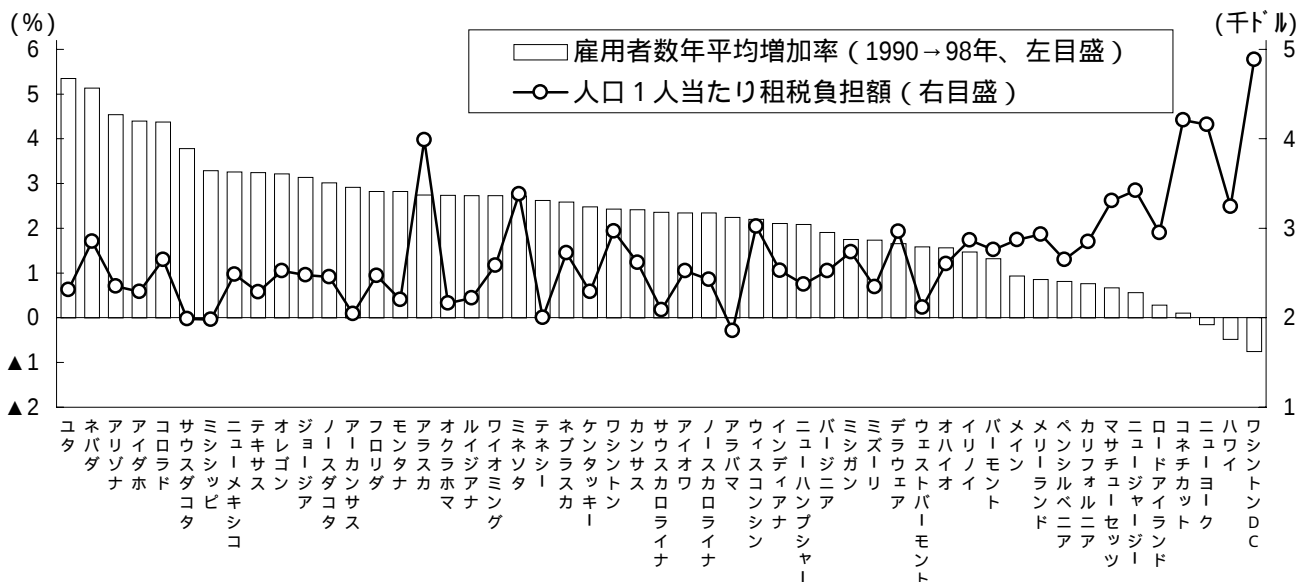
日米EUのベンチャーキャピタル投資額の推移



(1) 制度間競争

- (イ) 米国では、会社法制のみならず、経済政策や教育、さらに税制等、多くの分野で州政府が主たる責任主体。こうした観点から改めて、税負担と経済成長力の関係について、各州の動向をみると、原油採掘に伴う公租収入のため租税負担が重くなっているアラスカ州を除外してみれば、総じて州民 1 人当たり租税負担が軽いほど雇用創出力が大きく強靱な経済成長力を保持。一方、1 人当たり租税負担が重いニューヨーク、ハワイ、ワシントン D C は逆に雇用喪失の危機に直面。
- (ロ) さらに、90～98 年の雇用増減数から、法人・個人所得税制を州別にみると、雇用増加州では総じて軽い所得税制。とりわけ、最大の雇用創出州となったテキサス州では法人所得税・個人所得税とも非課税。それに対して、雇用喪失に陥った各州の税制は総じて重い。最大の雇用喪失に見舞われたニューヨーク州では、通常の法人所得税に加えて、地下鉄等、公共サービス部門の収支状況によって変動する追加税が賦課。
- (ハ) こうした情勢下、各州政府は、他州や海外対比、より魅力的な州内市場の創出・形成に向けて、税制や会社法制を積極的に整備。翻って、わが国では制度間競争は稀有であるものの、改革推進力の確保するために、制度間競争原理の積極的導入は必須要件。

米国州別雇用者数増加率と人口 1 人当たり租税負担額



米国雇用増加・減少州にみる法人・個人所得税の概要

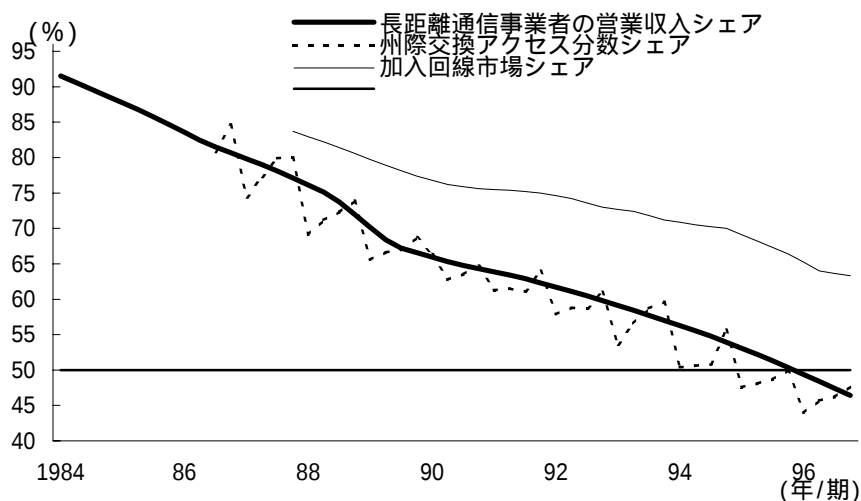
	1990～98年 雇用増減数 (万人)	法人所得税		個人所得税		
		課税対象	税率 (%)	課税対象	連邦所得税額	税率 (%)
【上位5州】						
テキサス	170.6	《非課税》		《非課税》		
フロリダ	114.9	所得額	5.50	《非課税》		
カリフォルニア	70.8	所得額	8.84	所得額	控除不可	1～9.3
ジョージア	70.0	所得額	6.00	所得額	控除不可	1～6
イリノイ	57.5	所得額	7.30	所得額	控除不可	3
【下位5州】						
コネティカット	1.2	所得額または 資本額	7.50	所得額	控除不可	3～4.5
ロード・アイランド	0.9	所得額	9.00	連邦税額		25.50
ハワイ	▲1.6	所得額	4.4～6.4	所得額	控除不可	1.5～8.5
ワシントンD C	▲2.5	所得額	9.975	所得額	控除不可	5～9
ニューヨーク	▲8.2	所得額または 修正後純資産額、 代替ミニマム所得額	8.00	所得額	控除不可	4～6.85

(注) ニューヨーク州の法人所得税では、さらに追加税とニューヨーク市税が賦課。

(2) 主体間競争

- (イ) 米英をはじめとする各国の動向に則してみれば、今日、わが国では公的セクターが独占的に行っている業務であるとしても、今後、ゼロベースでの抜本的見直しを行い、公的セクター内での他機関や他のグループ、あるいは民間企業やNPOも含め、幅広い競争市場への転換は喫緊の課題。とりわけ、突出した公的債務の圧縮には、諸外国を上回る効率的な公的セクターへの転換が急務。
- (ロ) すでにわが国でも、公的企業が提供するサービス分野については、主として民間企業との競争が次第に始動。しかし、名目上、自由化によって競争市場が展望されるとしても、独占～寡占によって市場の失敗が発生している場合、実質上競争メカニズムは十分に機能することは期待薄。実質的競争市場の形成に向けた積極的措置が必要。
- (ハ) こうした観点からみると、84年、企業分割後の米国AT&T社のケースは示唆的。新生AT&Tの取扱い業務のうち、市場機能が期待できないと判断される分野については、AT&Tは「支配的事業者」と位置付けられ、価格・参入規制が実施。一方、その他の企業は一般に「非支配的事業者」とされ、価格・参入規制は簡素化あるいは行われないという、いわゆる「非対称規制」が実施。こうした競争促進策が奏効し、MCIやスプリント等、長距離通信市場で有力な企業が成長。95年10月米国連邦通信委員会(FCC)は、AT&Tを「非支配的事業者」と認定し、完全自由市場へ。

米国長距離音声通話市場におけるAT&Tの市場シェア推移



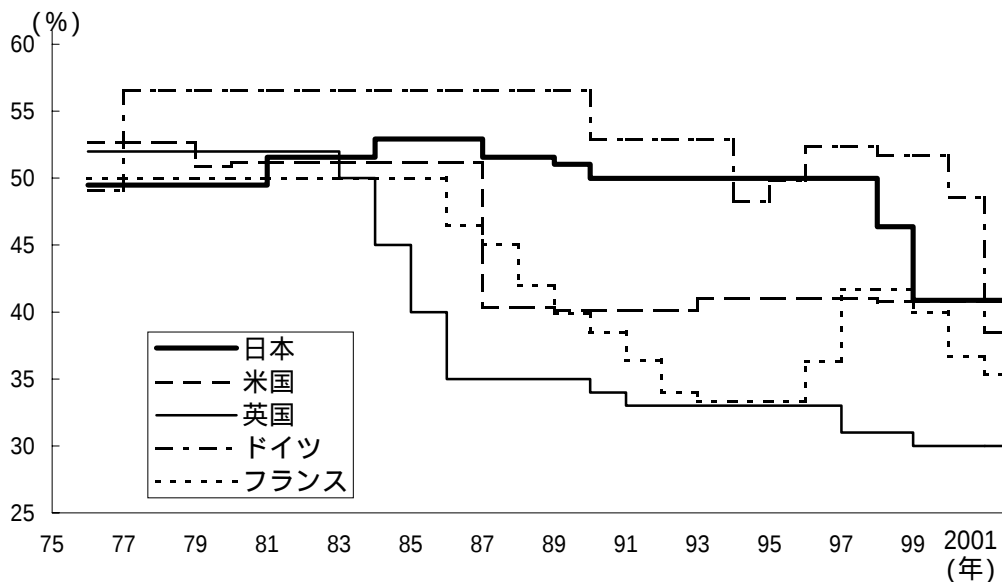
米AT&T企業分割の概要

	資産		従業員数	
	(億ドル)	シェア (%)	(万人)	シェア (%)
AT&T (国際・州間通話、データ通信等)	342.7	(22.6)	38.5	(39.6)
地域持ち株会社計	1,174.7	(77.4)	58.8	(60.4)
ベルサウス (南東部：フロリダ州等)	300.5	(19.8)	10.0	(10.3)
ベル・アトランティック (東部：ニュージャージー州等)	262.2	(17.3)	7.9	(8.1)
ナイネックス (北東部：ニューヨーク州等)	259.1	(17.1)	9.5	(9.8)
USウェスト (中部：コロラド州等)	254.3	(16.8)	7.1	(7.3)
パシフィック・テレシス (南西部：カリフォルニア州等)	211.9	(14.0)	6.8	(7.0)
サウスウェスタン・ベル (中南部：テキサス州等)	211.6	(13.9)	6.6	(6.8)
アメリカン (中北部：イリノイ州等)	198.3	(13.1)	7.7	(7.9)

(3) 統治システム間競争

- (イ) 英国は公的セクターのスリム化によって公的負担を大幅に軽減。国内資本のみならず、海外資本に対しても、魅力的な国内市場の整備に成功し、内外資本を問わず、民間活力の発揚に奏効。
- (ロ) その経緯を改めて整理すると、主ツールは、80年代は資産売却と民営化、90年代中央はエージェンシー化とPFIを中心とするPPPs: Public Private Partnerships。90年代後半に入り、地方改革が焦点となるなか、ユニタリー制度導入等、統治システム間競争が本格化。公的セクターの一段の効率化と公的負担軽減、経済強化が目的。
- (ハ) その結果、公的セクターのシェアをGDP比でみると、わが国は第2次石油危機後、いわゆる「機関車論」のもと積極財政による肥大化によって増加した局面があったものの、総じてみれば、GDP比14%前後で大きな変動無く推移。それに対して、英国は、サッチャー政権発足時の81年をピークに趨勢的に低下。96年には9.8%と10%を割り込み、81年(16.8%)対比6割弱までスリム化。日英ギャップがGDP比2%超のなか、わが国法人実効税率は先進各国中最高水準。わが国経済活力の回復には、主体・制度間競争のみならず、統治システム間競争も積極的に導入すべき。

主要各国法人実効税率の推移



公的セクターの日英比較
(GDP比)

